

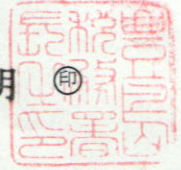
納税地	171-0022 豊島区南池袋3丁目13-15 東伸ビル
法人名等	東京反訳 株式会社
代表者又は 清算人氏名	代表取締役 吉田 隆 殿

豊法 第 220 号

平成 27 年 5 月 29 日

豊島 税務署長
財務事務官

青木 嘉明



更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間
法人税	自平成23年10月 1日至平成24年 9月30日事業年度 自平成24年10月 1日至平成25年 9月30日事業年度 自平成25年10月 1日至平成26年 9月30日事業年度	自平成23年10月 1日至平成24年 9月30日事業年度から 自平成25年10月 1日至平成26年 9月30日事業年度まで
復興特別法人税	自平成24年10月 1日至平成25年 9月30日課税事業年度 自平成25年10月 1日至平成26年 9月30日課税事業年度	自平成24年10月 1日至平成25年 9月30日課税事業年度から 自平成25年10月 1日至平成26年 9月30日課税事業年度まで
消費税及び地方消費税	自平成23年10月 1日至平成24年 9月30日課税期間 自平成24年10月 1日至平成25年 9月30日課税期間 自平成25年10月 1日至平成26年 9月30日課税期間	自平成23年10月 1日至平成24年 9月30日課税期間から 自平成25年10月 1日至平成26年 9月30日課税期間まで
源泉所得税	右記調査対象期間に法定納期限が到来する源泉所得税	自平成23年11月10日至平成25年 1月31日に法定納期限が到来する源泉所得税
源泉所得税及び復興特別所得税	右記調査対象期間に法定納期限が到来する源泉所得税及び復興特別所得税	自平成25年 2月12日至平成27年 5月11日に法定納期限が到来する源泉所得税及び復興特別所得税
	以上	

備考	
----	--